

(様式9) (第59条の2第2項)

認可外保育施設 [休止・廃止] 届出書

令和 年 月 日

西宮市長 殿

保育施設 設置者

住 所

法人名

代表者

私の設置する認可外保育施設について、下記のとおり [休止・廃止] 致しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出いたします。

なお、事業を再開した際は、改めて設置届出書を提出いたします。

1 施設の名称

所在地

2 設置年月日

3 [休止・廃止] 年月日

(4 事業再開見込み年月日)

5 [休止・廃止] 理由

※これは提出（印刷）の必要はありません。

◎ 認可外保育施設を廃止・休止した場合の注意点

認可外保育施設を廃止・休止した場合、廃止又は休止した日から1月以内に『認可外保育施設〔休止・廃止〕届出書』にて西宮市まで届け出て下さい。

ただし、廃止・休止の日が確定している場合にはできるだけ早期の届け出をお願いいたします。

『認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書』の交付を受けている施設は、届け出時または廃止又は休止した後に、必ず返却してください。

『緊急告知ラジオ』を災害対策課から貸与されている施設は、災害対策課に返却が必要です。事前に災害対策課まで連絡の上、返却してください。

西宮市 災害対策課（防災情報システムチーム）

電話番号：0798-35-3643

◎ 幼児教育・保育の無償化に係る確認申請について

「幼児教育・保育の無償化に係る確認申請」を行っている場合は、西宮市ホームページ「【事業者向け】幼児教育・保育の無償化に係る確認申請の変更及び辞退について（西宮市ホームページ内検索番号：36104225）」のページを確認いただき、必要書類を揃えて、休止・廃止届と共に保育幼稚園指導課までご提出ください。

◎ 届出書の提出先

西宮市 保育幼稚園指導課 認可外担当 電話：0798-34-8502

（郵送の場合）〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号

※執務室は下記ですが、送付先の住所は上記にしてください。

（持参の場合）西宮市六湛寺町9番8号 市役所前ビル6階

届出内容について確認する場合がございますので、封筒などわかるところに届出担当者のお名前と連絡先がわかるようにご記入願います。

なお、受付印付きの届出書の複写をご希望の場合は、その旨を記載したメモと切手付返信用封筒を同封してください。

ご不明な点がありましたら担当までお問い合わせください。